

(様式1)

聖 子 第 263 号

令 和 6 年 6 月 24 日

文部科学大臣 殿

聖籠町長 西 脇 道 夫

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

聖籠町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

担当：子ども教育課学校支援係 大澤

住所：新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

メール：e-gakkou@town.seiro.niigata.jp

電話：0254-27-2111（内線306）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

亀代小学校のガス管更新工事を実施する。
山倉小学校の屋上防水及び外壁の改修を実施する。
蓮野小学校の屋上防水及び外壁の改修を実施する。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

山倉小学校及び亀代小学校のランチルームにエアコンを設置し、放課後の自学支援事業の充実を図る。
蓮野小学校、山倉小学校及び亀代小学校に防犯カメラ及び電子錠を設置し、防犯対策の充実を図る。
せいろ幼稚園及び聖籠中学校に防犯カメラ及び電子錠を設置し、防犯対策の充実を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		3 校
中学校		1 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		1 園
幼保連携型認定こども園		4 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	3 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	1 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	-

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は町のホームページ等で公表する。</p>
--

